

# 令和5年度に係る監事監査報告

令和6年6月

独立行政法人水資源機構 監事

# 監 査 報 告

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の令和5事業年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政コスト計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめたので、以下のとおり報告する。

なお、監査の具体的な内容は、別冊「令和5年度に係る監事監査の実施結果」のとおりである。

## I 監査の方法及びその内容

監事は、独立行政法人水資源機構監事監査要綱に基づき、別冊Ⅱ.1に掲げる監査計画において監査重点項目を設定し、以下の通り機構の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を実施した。

- ① 理事長をはじめとする役員、監査室及び経営企画部その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めた。
- ② 役員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ③ 本社及びその他の事務所において、業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査した。
- ④ 役員（監事を除く。以下「役員」という。）の職務の執行が通則法、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ⑤ 当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討し、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めた。
- ⑥ 会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めた。

## II 監査の結果

- 1 機構の業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に

向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

## 2 内部統制システムの整備及び運用についての意見

内部統制システムは適切に整備され運用されていると認める。

内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

また、意思決定の内容が法令などに違反する事実や不合理な事実は認められない。

一方で、昨年指摘した内部統制システムを厳密に運用するがゆえに現場の業務の複雑さが増している実態については、ICT活用、業務のDXにより業務効率化に取り組むことにより改善を進めつつあるが、更なる取組を期待したい。

また、少子高齢化や就労への価値観の変化により技術系職員の新規採用の苦戦が続いている状況については採用戦略の見直しが功を奏し、令和6年度新規採用職員については若干の改善をみた。

しかし、離職者の増加は続いており、引き続き役職員における稼働ひっ迫状況に変わりはない。現在進められているDXや業務改善、採用や人材育成、広報等改善の取組継続により、機構の業務推進体制が、時代の変化に適応した新たな段階に進化していくことを期待する。

## 3 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められない。

## 4 財務諸表等についての意見

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認める。

令和5事業年度の財務諸表等は、適正であると認める。

## 5 事業報告書についての意見

事業報告書は、法令等に従い、機構の状況を正しく示しているものと認める。

### Ⅲ 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

#### 1 随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況についての意見

一者応札の改善の取組、随意契約の厳格なチェックなど、入札契約の適正化の

取組は、殆どの契約において着実に実施されていたが、少額随意契約において、一部合理的でない契約がみられた。当該契約については、既に改善され、対策もとられていた。

今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令遵守及び契約の適正性を確保していくことが重要である。

## 2 保有資産の見直しについての意見

土地・建物等の必要性の見直しや不要と認められる財産の処分については、着実に進捗が図られている。宿舎及び寮については、将来的な維持管理の取組が検討されている。

一方、会計検査院からの改善処置要求に対する事案については、進捗もあるが、地方公共団体に費用負担を求めるものがあることから協議が長期化するものも生じている。

引き続き、関係部署においてフォローアップを行っていくことが重要である。

## 3 給与水準の状況についての意見

給与水準の設定についての考え方については、妥当であると認める。

## 4 法人の長の報酬水準の妥当性についての意見

理事長の報酬水準の設定の考え方については、妥当であると認める。

令和6年6月20日

独立行政法人水資源機構

監 事            尾根田 勝

監 事            富樫 美加

別冊

# 令和5年度に係る監事監査の実施結果

令和6年6月

独立行政法人水資源機構監事

# 目 次

I	目的	1
II	実施内容	1
1	監査計画	1
(1)	監査方針	1
(2)	実施方法等	2
2	業務監査	2
(1)	定期監査	2
(2)	テーマ監査	2
(3)	臨時監査	3
(4)	理事長との意見交換等	3
3	会計監査	3
III	監査の結果	3
1	業務監査	3
(1)	監査重点項目	3
1)	中期計画の取組状況	3
2)	内部統制の取組状況	6
3)	法令関係諸手続きの適正化の状況	8
4)	入札契約の適正化の取組状況	9
5)	保有資産の見直し・資産の管理状況	10
6)	人材育成の取組状況	11
7)	技術力の維持・向上	11
8)	地域への貢献	12
9)	既監査での是正・改善事項等のフォローアップ	12
(2)	テーマ監査	13
(3)	その他の重要な監査事項	13
1)	給与水準の状況	13
2)	事業報告書	13
(4)	事務処理に係る検討等が必要と認められる事項	14
1)	入札契約手続の適正な実施	14
2)	設計・積算・監督の適正な実施	14
3)	事務手続の適正な実施	14
2	会計監査	14
	監査実施事務所	16

## I 目的

監事監査は、独立行政法人水資源機構（以下「機構」という。）の業務を監査し、必要な提言等を行うことにより、業務の適正な運営を図ること及び会計経理の適正を確保することを目的としている。

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第20条第2項に基づき、主務大臣（国土交通大臣）に任命された監事は、①機構の業務を監査し主務省令で定めるところにより監査報告を作成しなければならない（通則法第19条第4項）、②いつでも役職員に対して報告を求め、機構の業務及び財産の状況を調査することができる（通則法第19条第5項）、③機構が、通則法、総務省令及び主務省令で定める書類を主務大臣に提出しようとするとき当該書類を調査しなければならない（通則法第19条第6項）、④監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができる（通則法第19条第9項）、⑤役員の不正行為、不正行為のおそれ、法令違反若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、理事長及び主務大臣に報告しなければならない（通則法第19条の2）こととされている。

また、機構は、①財務諸表を主務大臣に提出するときは、財務諸表及び決算報告書に関する監査報告を添付しなければならない（通則法第38条第2項）、②財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、監事の監査を受けなければならない（通則法第19条第1項）こととされている。

## II 実施内容

### 1 監査計画

独立行政法人水資源機構監事監査要綱（平成27年3月27日制定。以下「要綱」という。）の規定に基づき、監査項目、監査実施日等について「令和5年度監事監査計画」を作成し、監査を実施した。

「令和5年度監事監査計画」の概要は次のとおりである。

#### (1) 監査方針

水資源機構は、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域に対する水の安定的な供給の確保を図ることを目的に設立された、いわゆる中期目標管理法人であり、「安全で良質な水を安定して安くお届けする」ことを経営理念として掲げている。この目的及び理念の達成に向け、第5期中期計画において、水資源開発施設等の管理業務及び建設業務を実施することにより「安全で良質な水の安定的な供給」と「洪水被害の防止・軽減」に努めることに加え、内部統制の充実・強化、業務運営の効率化、技術力の維持・向上、機構の技術力を生かした支援、地域への貢献等を行うこととしている。

これらを踏まえ、令和5年度の監事監査は、機構の事業・事務が第5期中期計画に基づき適正に執行されているかを監査するとともに、次に掲げる監査重点項目に沿って、中期計画に掲げる目標の達成状況、業務運営の効率化及び内部統制システムの運用状況等について監査を実施し、必要な提言等を行うことと

する。

〔監査重点項目〕

- ①中期計画の取組状況
- ②内部統制の取組状況
- ③法令関係諸手続きの適正化の状況
- ④入札契約の適正化の取組状況
- ⑤保有資産の見直し・資産の管理状況
- ⑥人材育成の取組状況
- ⑦技術力の維持・向上
- ⑧地域への貢献
- ⑨既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

## (2) 実施方法等

### 1) 実施方法

定期監査のほか、監事が必要と認めた場合に臨時監査を実施する。

#### ① 定期監査

監査対象事務所において資料の提出及び説明を求めて実施する。

なお、定期監査の一部については、法人としての課題意識や監査対象事務所の懸案事項等を勘案したテーマを設定して実施する。

#### ② 臨時監査

監査対象事務所及び監査日程は必要に応じて定める。

### 2) 理事長との意見交換等

① 本社監査にあわせて、部室長等との面談を実施する。

② 監査の結果について、毎月理事長及び副理事長へ説明し、意見交換を行う。

③ 会計監査については、会計監査人と緊密な連携を保ち、積極的な情報交換を行うとともに、適宜、会計監査人に説明及び報告を求めながら行う。

## 2 業務監査

### (1) 定期監査

定期監査に係る監査対象事務所として巻末に示すとおり、本社及び25事務所を選定し、監査を実施した。

監査の実施に当たっては、その業務を効率的に遂行するため、監査室の職員に加えて、用地事務に精通した職員2名を監査補助者として指名した。

また、中期計画及び年度計画に記載された機構のミッションの実施状況及び潜在的なリスクの把握に資するため、本社部室長との面談を実施した。

### (2) テーマ監査

定期監査対象事務所のうち11事務所において、巻末備考欄に示すとおり、テーマを「新規事業及び受託事業」として、新規事業又は受託事業を検討してい



る事務所及び実施直後の事務所において「テーマ監査」を実施した。

### (3) 臨時監査

令和5年度の臨時監査は、実施しなかった。

### (4) 理事長との意見交換等

#### 1) 理事長及び副理事長との意見交換

監事監査実施結果概要等について、理事長及び副理事長と意見交換を行った。

実施日	令和5年5月30日、7月24日、9月12日、10月17日、11月27日、12月22日、令和6年1月30日、2月29日、3月22日
-----	--

#### 2) 部室長等との面談

6月期と11月期の本社監査に合わせて各部室長と面談を実施し、意見交換を実施した。本部長については、役員会等の際に随時意見交換を実施した。

このほか、要綱の規定に基づき、役員会その他の重要な会議に出席するとともに、重要な文書を閲覧し、必要に応じて役職員に説明を求めて監査を実施した。

また、本社及びその他の事務所から業務の実施状況を聴取し、必要な文書及び資料の提出又は閲覧を求めて監査を実施した。

### 3 会計監査

監事は、会計監査人が行う監査計画、当期の決算に係る検討事項等について、会計監査人と意見交換を行うとともに、会計監査人の監査状況及び職務遂行に関する事項について、会計監査人の説明及び報告を求めるなど、緊密な連携の下、監査を実施した。

通則法第39条第1項に規定する財務諸表等及び事業報告書(会計に関する部分に限る。)及び決算報告書については、財務部から必要な説明を受けるとともに、会計監査人から会計監査報告を受け、これらについて確認を行った。

内 容	実 施 日
監査計画打合せ	令和5年12月6日
期中監査結果報告(会計監査人による往査結果)	令和6年4月11日
決算監査打合せ(監査結果概要報告)	令和6年6月4日
決算監査結果報告	令和6年6月19日

## Ⅲ 監査の結果

### 1 業務監査

#### (1) 監査重点項目

##### 1) 中期計画の取組状況

##### ① 中期計画の進捗管理

中期計画及び年度計画の進捗状況については、年2回役員会に報告されていることを確認した。

また、監査実施事務所において中期計画の進捗状況を監査し、計画に沿って取組が実施されていることを確認した。

## ② 洪水への対応

令和5年度においては、特定施設全25ダム中16ダムで延べ45回の的確な洪水調節が実施された。

特に、令和5年7月に梅雨前線が停滞し、前線に向かって暖かく湿った空気が流れ込んだ影響で前線の活動が活発となり、九州北部地方でも7月7日から10日かけて大雨となった。寺内ダム流域においても、7月7日から停滞した梅雨前線の影響により7月10日未明から線状降水帯が発生・停滞したため、総雨量約510mmの記録的な豪雨となった。管理所は、必要な態勢の確保、関係機関との連絡調整、流出予測システムの活用、予め用意していた8.5割容量を開始水位とする「貯水位ークレストゲート開度テーブル」を用いて緊急放流を行い防災操作が確実に実施されていた。これら一連の防災操作により、寺内ダムでは洪水調節容量の99%を使いきり、ダム下流にある金丸橋地点の最高水位は3.89mと氾濫危険水位(3.87m)を僅か2cm超過したレベルに抑えられ、深刻な浸水被害を回避したものと考えられる。

## ③ 渇水への対応

令和5年度の渇水対策では、7水系のうち4水系(利根川、淀川、吉野川、筑後川)で取水制限等が行われた。各水系の取水制限等に合わせて、本社、関西・吉野川支社淀川本部、同吉野川本部、筑後川局に渇水対策本部及び各事務所に渇水対策支部が設置され、適時適切な水源情報の発信、関係機関への周知、節水の啓発等が行われていた。

また、降雨状況に合わせたダムからの補給量の調整や関係利水者との緊密な連携によるきめ細かい配水操作を行うなど、効率的な水運用を図り、国民生活及び産業活動への影響軽減に努めていた。

## ④ 災害等支援活動

令和5年7月豪雨時において浸水被害が発生した福岡県大川市に対してポンプパッケージ等を派遣し、排水支援を実施していた。

また、令和6年1月1日に能登半島地震が発生した石川県珠洲市に対して日本水道協会との協定に基づく要請を受け、可搬式浄水装置等を迅速に派遣し、給水支援を実施していた。

さらに、農林水産省北陸農政局からの災害対策基本法に基づく要請をうけ、ため池調査、二次災害防止のための水位低下対策などを実施していた。

緊急災害対策支援本部では、支援要員の手配や支援先との連絡調整、災害対応に係る技術的支援を行うなど、現場における支援活動が円滑かつ確実に行われるよう、各種支援を的確に実施していた。

## ⑤ 計画的で的確な施設整備

ダム等事業の思川開発、早明浦ダム再生等及び用水路等事業の利根導水路大規模地震対策、豊川用水二期、福岡導水施設地震対策、成田用水施設改築、香川用水施設緊急対策等について、事業の進捗が図られていることを確認した。

また、これまで水資源機構営事業の実施補助要件を満たさなかった支線水路等においては、新たな事業制度が拡充されたことで老朽化・耐震対策の実

施が可能となり、事業計画の策定に向けた検討調査が進められていた。

## ⑥ ICTの活用

早明浦ダム再生事業では、設計時に増設放流設備と既設ダム堤体一部の3次元モデルを作成し、従来の2次元図面では不明瞭であった細部まで可視化することを可能とした。これにより、増設放流管の立体的な配置、既設ダム堤体や現況地盤との位置関係が明瞭になり、各種配置設計や放流管周りの不可視部のコンクリート充填方法、施工計画が、より精度の高い内容となった。

また、増設洪水吐き工事の一部工種（堤体削孔）について、3次元モデルを用いた工事数量算出を実施した。令和5年4月より増設洪水吐き工事を施工しており、引き続き3次元モデルを活用するとともに、掘削工および法面整形工に関してICT建設機械と無人航空機による空中写真出来形管理を行っている。

さらに、時間的な施工ステップの可視化のために、3次元モデルに時間情報を付与した4次元モデルを作成した。

このほか、放流設備の増設等の設計・施工計画の検討過程において、安全性、確実性、経済性等の観点から指導・助言を得ることを目的に学識者・専門家で構成する早明浦ダム再生事業技術検討会を設立しているが、施工段階に入ったことから施工上の課題解決に向けた検討を行うことも目的に追加し、活用している。

## ⑦ 異常洪水に備えた対応の強化

令和元年12月に策定された「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針（既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議）」に基づき、利水ダムも含め水系ごとに治水協定を締結（特定施設24ダム、利水ダム12ダム）し、事前放流等に取り組んでいる。令和5年度は、特定施設の5ダムで延べ5回、利水ダムの2ダムで延べ10回の事前放流が実施されていた。

牧尾ダムでは、前線の影響により木曾川水系治水協定に定められた基準降雨量の230mmを超過する予測となったため、7つの関係機関や利水者と協議の上で、5月6日16:30から事前放流を開始した。

事前放流の実施により約1,141万 $m^3$ の洪水調節可能容量を確保したことで、貯水池の最高水位を常時満水位以下のEL. 878.75mにおさえてダムの安全性を確保するとともに、最大約236 $m^3/s$ の放流量の低減による下流の洪水負荷軽減が図られていた。

また、下流で洪水被害の発生が予想される場合及び既に被害が発生している場合において、河川管理者の指示や下流の地方公共団体から洪水被害軽減に係る要請に応じて、通常の洪水調節よりも貯留量を増やして容量を有効に活用する特別防災操作の実施と検討に努めているが、令和5年度は、味噌川ダムにおいて2回の特別防災操作を実施し、ダムへの流入量をほぼ全量貯留することで、ダム下流沿川の洪水被害の防止・軽減が図られていた。

## 【監事意見】

機構の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認める。

一方で、降雨様態の変化によって、今後の防災対応増加が想定されるが、職

員の実数は、過去に採用を絞った影響や特に技術系の新規採用難により、現在においても十分な確保はできていない。効率的な業務運営を目指し、ICT活用による施設管理業務の自律・自動化に、更に戦略的に取り組むことが重要である。

## 2) 内部統制の取組状況

### ① 「内部統制の基本方針」の浸透・定着

内部統制の基本方針について、グループウェアの掲示板への掲載、各種会議、内部統制・コンプライアンスに係る内部研修、コンプライアンスアンケート等の機会を通じて、浸透・定着に努めていた。

### ② 役員と事務所との意見交換

全支社局における理事長と支社局長及び事務所長との意見交換、17事務所における役員と事務所職員との意見交換が実施され、機構の経営理念、経営方針等について直接説明が行われるとともに、役員と職員とのコミュニケーションが図られていた。

また、意見交換の内容について役員間で情報共有されていた。

### ③ 理事長及び副理事長と監事との連携

理事長及び副理事長との意見交換の機会を通じて、監事監査で把握した各事業所の課題等について情報共有及び意見交換を行った。

### ④ リスク管理の取組状況

#### a) リスク管理委員会等の開催

リスク管理のモニタリング等を行うリスク管理委員会が2回開催されていた。

#### b) リスク管理手法の全社的な推進

令和5年度も機構の全事務所においてP D C Aサイクルを活用したリスク管理手法を実施し、リスクマップ、リスク管理票によるリスクの特定、リスクの評価、リスクに対する方策の検討及びモニタリング等を実施していた。

本社・支社局及び全事務所において、6ヶ月に1回行うリスクモニタリングによりリスクマップ、リスク管理票を更新し、現状のリスク管理方策の評価、重要度の位置付けや方策等の見直しを行うことでP D C Aサイクルによるリスク管理を全社的に推進し、潜在リスクを含むリスク管理の継続的な向上を図っている。

また、研修等の際にリスク管理に係る講義を行い、更なる浸透を図っていた。

#### c) 危機管理能力の向上

梅雨や台風等の降雨による出水に備え、機構が管理する全ダムの管理所と河川管理者である国等とが連携した洪水対応演習が実施されていた。

また、災害発生直後に迅速な初動対応を図ることを目的として、防災週間に合わせた全社的な地震防災訓練や、各事務所で独自のテーマを設定した危機管理訓練が実施され、職員の危機管理能力の向上が図られていた。

#### d) 能登半島地震への対応

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震では、広範囲の断水

による深刻な水不足の可能性があったことから、4日に緊急災害対策支援本部を設置し、5日には現地での可搬式浄水装置による給水支援が決定され、9日から現地での支援を行っていた。この支援活動は、多くの報道機関による現地取材がなされ、その様子が全国ネットのニュース番組などで報道されていた。

また、農業用ため池の調査の実施や備蓄資材の要請に応えるなどの対応がされていた。

## ⑤ アセットマネジメントシステム

業務水準の更なる向上を目指し、平成28年度にISO55001の認証を取得して取り組んできたアセットマネジメントシステムについて、AMS内部監査や役員によるマネジメントレビュー等のチェックが行われていた。

## ⑥ コンプライアンスの取組状況

### a) 講習会・研修の実施

コンプライアンス推進月間（11月）には、本社・支社局及び全事務所で道路交通法等、法令遵守等に係る講習会・説明会が開催され、一部は、職員が業務の都合に応じて柔軟に参加できるよう、ビデオ研修で実施された。

また、顧問弁護士の講話「独法におけるコンプライアンス」による法令遵守研修が全職員を対象に実施された。講話はWEB会議システムで全事務所へ配信されたほか、録画データを共有することで、参加についての時間的制約を減らし、全職員が受講出来るよう工夫されていた。

### b) アンケートの実施

コンプライアンスに対する意識や理解度を組織的に把握するため、コンプライアンス推進月間にコンプライアンスアンケートが実施された。

法令遵守研修等について全職員が受講出来る機会を確保することで、倫理規程等に関する認知度は、令和4年度に引き続き高い水準が維持されていた。

### c) 倫理委員会

コンプライアンスの取組状況等の報告・審議のため、2回開催されていた。

### d) 情報の発信

グループウェアの掲示板に、倫理委員会資料、コンプライアンスに関する基本的な事項を取りまとめた資料、他機関の有用な取組や不適切案件に関する資料等の掲示が行われていた。

### e) 談合防止対策の取組

新任管理職研修等の内部研修で談合防止に係る講義が10回実施されていた。

また、談合防止対策の徹底を図るため、全事務所を対象とした全国経理事務担当者会議等の場を活用して入札契約情報の厳格な管理や談合防止対策の説明会が5回実施されていた。

## ⑦ 情報セキュリティ対策

令和5年6月～7月にかけて、事務従事者（機構の職場で業務に従事する全ての役職員、事務補助員等）に対するセキュリティポリシー説明会や標的型攻撃メール訓練等を実施し、情報セキュリティに対する意識向上を図って

いた。

また、情報セキュリティ強化の取組として、情報セキュリティ機器の運用管理、事務従事者への訓練、教育及び自己点検、内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）との情報共有等が実施されていた。

情報セキュリティ監査については、機構の監査計画書に基づき、本社、支社局及び各事務所に対して行われていた。

#### ⑧ 情報の共有

本社や各事務所からの情報については、支社局長等会議、支社局の管内所長会議、各事務所の管理職会議等が定期的に行われ、全社的に共有されていた。

また、各種会議においてWEB会議システムを活用し、業務の迅速化・効率化を図っていた。

#### ⑨ 業務改善

業務改善等を通じた効率化により事業費の削減が行われるとともに、これまでの業務改善提案のうち汎用性の高い改善事例の横展開が図られていた。

また、一般事務業務におけるWEB会議システムや電子決裁システム等の活用、管理業務における水路等施設管理支援システムや機械設備保全システムの活用等、ICT技術の積極的な活用により業務の効率化等が進められていた。

#### ⑩ 採用戦略及び広報戦略

本社内に採用戦略チームを発足させ、採用HPや資料を刷新、事務所にリクルート担当を配置するなど採用戦略の強化を行い、学校とのつながり強化、募集時期の前倒しや拡大、オンラインを活用した受験機会の確保、利便性の向上などの取組により成果をあげていた。

また、積極的な採用に係る広報活動として、大学等における会社説明会や水資源に関する出前講義、インターンシップを実施するなど、機構のPRに繋がる活動を積極的に実施していた。

### 【監事意見】

**内部統制に関する業務は適切に行われているものと認める。**

また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められない。

業務改善についても、組織のそれぞれの段階で取組がなされているが、優良な施策や方法の標準化や横展開に関してはその浸透を図るため、昨年度に引き続き更なる強化が必要である。

### 3) 法令関係諸手続きの適正化の状況

工事等における法令関係諸手続きの適正化を図るための全社的な取組として、発注から完了までに必要となる諸手続き、留意事項、進捗状況等を各段階で確認するためのチェックリストが作成され、諸課題の可視化による情報共有が図られていた。

また、法令違反の具体的な事例を用いた研修会等が開催され、法令遵守に対する職員一人一人の意識付けの取組が行われていた。

## 【監事意見】

法令関係諸手続きの適正化の数々のしくみは、問題発生の都度改善を加えられ、業務体制に根付き、着実に実行されている。法令関係情報の変化をフォローし、遺漏のない対応が継続して求められる。

### 4) 入札契約の適正化の取組状況

#### ① 一般競争入札の状況

一般競争入札を基本とした発注が推進されていた。令和5年度の一般競争入札による発注件数は、発注全体件数の66.9%（令和4年度は68.1%）であった。

#### ② 一者応札の状況

「一者応札の改善への取り組み」に基づき、入札公告期間の延長やメールマガジンの配信による「公告期間、公告方法の改善」、地域要件等の「入札参加条件の緩和」、「準備期間の確保のための早期発注」、翌年度発注予定工事等の機構ホームページにおける公表時期の前倒し（従前3月に公表していたところ、1月前半に公表）等の取組が行われていた。これらの取り組みにより令和5年度の一般競争入札における一者応札件数の割合は、46.3%（令和4年度は46.8%）となり、若干改善された。

一方、長期的には近年一者応札率は上昇傾向にあり、その改善に向けたさらなる取り組みとして、若手技術者の活用・育成のための入札制度や週休2日制工事の試行に加え、他機関における工事成績・表彰実績等の評価や、技術者不足を改善するための建設キャリアアップシステムモデル工事、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍等を推進する企業の評価の試行も開始していた。

#### ③ 随意契約の状況

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（平成27年5月25日総務大臣決定）」に基づき策定した「令和5年度独立行政法人水資源機構調達等合理化計画」により厳格な運用が図られるとともに、所管部室による審査、契約監視委員会（年2回）による審議が行われていた。

しかしながら、総合評価方式で実施しようとした業務において、評価内容等の検討に時間を要したことを理由として少額随意契約を月単位で行っていた事例があった。本件については既に修正対応がとられており、全社に入札・契約ルール徹底に向けた周知が図られていた。

#### ④ 入札・契約手続状況の確認

監査を実施した全ての事務所において、入札・契約手続の状況について確認を行った。

#### ⑤ ダンピング受注排除への取組

「施工体制確認型総合評価落札方式」及び「履行確実性評価型総合評価落札方式」による入札契約手続きが令和2年度から試行され、低入札を削減し、工事における適切な施工体制等を確保する取組が進められていた。

## 【監事意見】

入札契約の適正化の取組は着実に実施されているが、安易な少額随意契約が行われていた事例も確認されており、更なる取組の徹底が必要である。

今後も機構に対する信頼性が確保されるよう、法令順守及び契約の適正性を確保していくことが重要である。

一方で、年々厳格化する運用が職員の稼働増につながっていることも事実であり、入札契約業務の運用に係る不断の業務改善も併せて必要である。

## 5) 保有資産の見直し・資産の管理状況

### ① 資産管理等整理推進委員会の開催

令和5年7月20日に開催された委員会では、会計検査院からの改善処置要求（平成24年10月26日付け24検第656号独立行政法人水資源機構理事長宛て）の検討及び協議の状況と令和4年度の処分手続きに関する報告及び令和5年度の処分計画について審議が行われていた。

### ② 保有資産の必要性等の見直し

新たな検証対象となる保有資産の有無を含め、資産保有の必要性や不要と認められる財産の処分方針等について、資産管理等整理推進委員会等において検討・整理を行っていた。

### ③ 宿舎・寮の維持管理

宿舎の老朽化の課題に対して、各事務所において各宿舎の宿舎整備計画を策定し、計画に基づき維持管理を行っていた。

また、宿舎整備委員会において、整備すべき宿舎～廃止する宿舎まで分類分けをし、優先度を考慮しながら予算確保の現実性を高める努力をしていた。

### ④ 会計検査院からの改善処置要求（平成24年10月26日付け）への対応

#### a) 水資源開発施設等の必要性の不断の見直し

不要資産のうち、愛知用水の1件（犬山市）について売却手続きを実施し、契約に至っていた。

不断の見直しにより、不要と判断した資産（木曾川用水の旧埋田寮敷地）について、通則法の不要財産処分に係る認可を受けて、売却を行い、売却収入に係る国庫納付を行っていた。

#### b) 兼用道路に係る管理費用の応分の負担

兼用道路に係る管理費用の応分の負担を求めるため、地方公共団体との協議が行われていた。

### ⑤ 施設財産の保全・管理

#### a) 地上権の更新

本社と現場が一体となった体制を構築するため、地上権再設定連絡推進会議が設置され、対象事務所において地上権再設定計画が策定された。

また、地上権再設定の状況をデータベースで共有し、経営層を始め、機構全体で問題意識を共有できる体制がとられていた。

令和5年度は、房総導水路、北総東部用水、成田用水、豊川用水、木曾川用水、三重用水で更新の契約を締結していた。

#### b) 施設の巡視等

施設の巡視、点検等を定期的実施することにより、施設の保全管理が適切に行われていた。



### 【監事意見】

保有資産の不断の見直しを行い、状況は管理されており、整理完了に向けて業務を継続している。一方、宿舍等の整備保全は職員の生活における安全面や衛生面のみならず、働く意欲にも影響を及ぼす重要な取組である。良質な人材を確保するためにも時代に見合った水準への配慮が必要である。

また、会計検査院からの改善処置要求に関する事案については、地方公共団体に費用負担を求めるものがあり、協議が長期化するものが生じている。民地における地上権の更新においては、相続による所有権の分散等で交渉に時間がかかることもある。

関係部署による継続的な取組が求められる。

## 6) 人材育成の取組状況

働き方改革、ワーク・ライフバランスの重視、キャリア形成に関する若手の意識の変化や転職による人材流出への対応など機構を取り巻く状況の変化に合わせ、人材育成計画の更新を行い、OJTを可能にするための組織の大括り化や研修計画の見直しに取り組んでいる。

現場を活用した現地研修会やダム操作訓練シミュレータを活用したダム防災操作等の研修などの専門技術研修のほか、分布型流出予測の活用の説明会を4回実施して予測に係る人材の育成に取り組んでいた。

また、機構内において「技術研究発表会」を実施し、若手職員の技術力向上・育成を図っていた。

### 【監事意見】

人材難の折から、組織の見直しを行うなど危機意識をもって人材育成に取り組んでいる。

現場の人手不足によりOJTが困難になっている状況を踏まえ、研修カリキュラムの見直しやオンライン化、高スキルOB人材による指導体制立ち上げなどの模索を継続している。

## 7) 技術力の維持・向上

管理技術の高度化（施設の長寿命化等の技術の研究・開発を含む）に関するテーマを重点プロジェクトとする「水資源機構技術4ヵ年計画（R04-R07）」を策定し、調査・検討に取り組んでいた。これらの重点プロジェクトの実施に当たっては、総合技術センターを主体に本社関係部署と協働して取り組んでおり、機構内に設けた技術管理委員会にて審議を受けながら成果の質的向上や効率的な実施に努め、技術力の維持・向上を図っていた。

ダム等施設における管理技術の高度化として、アンサンブル降雨予測情報を用いた流出予測を広くダム管理への実装を図るため、技術開発と運用ルールの策定を、関係機関と共に取り組んでいた。

また、現場と事務所間での管理情報の一元化・共有化を図ることを目的とした水路等施設管理支援システムについて、水路系事務所全体で運用し、システムの操作性や運用に関する課題等の情報収集を行い、システム運用の安定化に向けた改良に取り組んでいたほか、ストックマネジメントデータベースを含む

各種システムの閲覧を可能とする総合データベースシステムの構築について検討を行い、管理業務の効率化・高度化に取り組んでいた。

#### 【監事意見】

I C T等新技術を活用し、ダム・水路施設の調査、点検、診断等の管理技術の高度化に向けた取組が継続されている。ダム建設や施設の改築等の場面でのC I Mの活用も行われている。事務業務についても、グループウェアや業務用NWの見直しを進めている。

職員の慢性的な不足等に伴い十分な時間を掛けた研修やO J Tの機会の減少に、若手職員を中心に技術力の低下が懸念される。機構の組織をあげて対策に取り組む必要がある。

水資源機構内にI C Tに特化した高スキル人材がいない点は、D X推進の点では弱点になっていると思われるが、それを補う外部パートナーの知見も活用し、機構全体のI C T活用や業務のD Xを進めていることを認める。今後の展開においては、職員にとって使いやすいU Iの情報システムとなることを期待する。

### 8) 地域への貢献

上下流交流の実施や地域イベントへの協力、施設見学会等の実施など、様々な交流活動を通じて信頼関係の構築や情報共有に努めていた。

また、施設周辺地域の方々との交流の場を設け、情報の共有を図るとともに、湖面・湖岸及び湖周辺の利活用を推進したり、流域内の森林保全活動を通じて、土砂・流木の貯水池への流入抑制や水源涵養の向上に資するため、水源地域ビジョンの策定により、自治体、N P O等の関係者と連携して植樹等の森林保全活動を推進していた。

#### 【監事意見】

新型コロナウイルス感染症の5類移行に伴い、地域との交流活動も徐々に従前の開催方法になってきている。

機構ではこれまでも様々な地域貢献に取り組んでいるが、土休日に行われる活動は職員の稼働圧迫になっていた面もあった。この点に関しては広報部門が優良施策の横展開に資する情報をまとめ新規施策の具現化を支援する等、地域交流活動の継続・充実に向け改善が行われている。

### 9) 既監査での是正・改善事項等のフォローアップ

前回監査時に注意事項等があった事務所について、改善策の実施状況を監査した。その結果、一般競争入札における委員会資料や低入札調査資料の不備、仮設工の施工計画及び積算に係る考え方の不整合など各事務所とも改善措置が行われていることを確認した。

#### 【監事意見】

改善措置は着実に実行されているが、監査では類似の軽微な不備が散見される。個々の事業所での改善にとどまらず、問題の抜本原因を改善する取組

にも不断の努力が必要である。

## (2) テーマ監査「新規事業及び受託業務」

老朽化等対策は管理業務にて必要最小限の整備を行いながら実施されていたが、管理費で実施できるものは限られることから事業化を検討または実施していた。事業化にあたり、費用負担者に劣化状況や更新の優先順位を考慮した施設整備計画を説明するなど、事業の必要性については理解されるよう取り組んでおり、理解を得ていた。実施に向けた費用負担に関する調整や負担者以外にも様々な関係者との調整が必要であり、これらを着実にを行い、事業計画策定に向けて関係者間で合意形成が円滑に進むよう、積極的にリスクコミュニケーションを図っていた。また、地域振興や活性化などの期待にも応えられることはないかにも取り組まれていた。

なお、人員不足や人件費、物価上昇による事業費の増嵩が課題となっていた。

### 【監事意見】

テーマ監査を設定した事業所では、当該テーマに関し着実な取組が行われていることを確認した。

## (3) その他の重要な監査事項

### 1) 給与水準の状況

#### ① 給与水準の状況

本給のカットや地域手当の異動保障の凍結等、給与抑制措置が継続して行われており、令和6年度からは国や民間企業の動向を鑑み、従来の5%から4%に削減率の見直しを行うこととした。

#### ② 法人の長の報酬水準の妥当性

理事長の報酬水準については、独立行政法人改革等に関する基本的な方針に掲げられている職務の特性や参考となる他法人の事例等として、国の事務次官の年間報酬額、同規模の独立行政法人及び民間企業の役員報酬額を参考として設定されていた。

### 【監事意見】

給与水準について、適正化の取組が継続されており、これまで本給の5%カットが行われていたが、令和6年度から4%に改定されることとなった。

引き続き、民間企業における賃上げの状況を鑑み、他の独立行政法人等の対応も考慮しながら、本給のカット率等の見直しについて、慎重に検討をしていく必要がある。

### 2) 事業報告書

平成30年9月制定の事業報告に関するガイドラインに従って作成されていた。

### 【監事意見】

事業報告書は、法令等に従い機構の状況を正しく示しているものと認める。

#### (4) 事務処理に係る検討等が必要と認められる事項

事務処理に係る検討や改善・留意が必要と認められた事項は以下のとおりである。

##### 1) 入札契約手続の適正な実施

- ①ダム管理補助業務委託において、総合評価方式による評価内容等の検討に時間を要し少額随意契約が月単位で行われていたもの【再掲】

[措置状況]

不備があった事務所においては、チェック体制の見直し、所内への再周知を行うなど、再発防止に取り組んでいる。

##### 2) 設計・積算・監督の適正な実施

- ①設計変更の手続きにおいて、設計図書や概算金額の指示が書面で確認できなかったもの
- ②工程制限のある工事において、施工着手の指示を行った書面等が確認できなかったもの
- ③土木工事監督実施基準により臨場立会項目とされている項目について、立会が行われたか書面で確認できなかったもの

[措置状況]

不備があった事務所においては、チェック体制の見直し、所内への再周知を行うなど、再発防止に取り組んでいる。

##### 3) 事務手続の適正な実施

- ①普通旅費において、601km以上の同一区間での往復割引が適用されていなかったもの

[措置状況]

不備があった事務所においては、チェック体制の見直し、所内への再周知を行うなど、再発防止に取り組んでいる。

#### 【監事意見】

機構の業務の遂行に当たっては、規程等に基づき、適正に行う必要がある。特に入札契約手続については、誤解を与えることのないよう細心の注意を払う必要がある。

## 2 会計監査

令和6年6月19日に会計監査人有限責任監査法人トーマツから当期の監査結果及び監査結果に対する意見等について説明を受けた。

#### 【監事意見】

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。

令和5事業年度に係る事業報告書及び財務諸表などは、適正であると認める。

以 上

令和5年度監事監査対象事務所及び監査日程

	監査対象事務所	監査日程	備考
1	総合技術センター	令和5年4月27日(木)	
2	香川用水管理所	令和5年5月17日(水)～18日(木)	
—	本社	令和5年5月24日(水)、5月26日(金) 令和5年5月31日(水)、6月2日(金)、 令和5年6月19日(月)	
3	千葉用水総合管理所	令和5年6月28日(水)～30日(金)	テーマ監査
4	利根川下流総合管理所	令和5年7月12日(水)～13日(木)	テーマ監査
5	霞ヶ浦用水管理所	令和5年7月13日(木)～14日(金)	テーマ監査
6	琵琶湖開発総合管理所	令和5年7月26日(水)～27日(木)	
7	淀川本部	令和5年7月27日(木)～28日(金)	
8	筑後川下流総合管理所	令和5年8月23日(水)～25日(金)	テーマ監査
9	長良川河口堰管理所	令和5年9月6日(水)	
10	木曾川用水総合管理所	令和5年9月7日(木)	テーマ監査
11	愛知用水総合管理所	令和5年9月20日(水)～21日(木)	テーマ監査
12	豊川用水総合事業部	令和5年9月21日(木)～22日(金)	
13	徳山ダム管理所	令和5年10月26日(木)	
14	岩屋ダム管理所	令和5年10月27日(金)	
—	本社	令和5年10月30日(月)、11月1日(水) 令和5年11月6日(火)、11月8日(水)	
15	日吉ダム管理所	令和5年11月15日(水)～16日(木)	
16	思川開発建設所	令和5年12月13日(水)～14日(木)	
17	草木ダム管理所	令和5年12月15日(金)	
18	利根導水総合事業所	令和5年12月20日(水)～21日(木)	
19	木津川ダム総合管理所	令和6年1月10日(水)～11日(木)	
20	三重用水管理所	令和6年1月12日(金)	
21	筑後川上流総合管理所	令和6年1月24日(水)～25日(木)	テーマ監査
22	朝倉ダム総合事業所	令和6年1月25日(木)	テーマ監査
23	筑後川局	令和6年1月26日(金)	テーマ監査
24	池田総合管理所	令和6年2月7日(水)～8日(木)	テーマ監査
25	旧吉野川河口堰管理所	令和6年2月9日(金)	テーマ監査
	本社及び25事務所		

※テーマ監査は「新規事業及び受託業務」とし、新規事業又は受託事業を検討している事務所及び実施直後の事務所にて実施。